

大垣市税条例の一部改正について

平成30年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、大垣市税条例の一部改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 固定資産税（償却資産）関係

地方公共団体が法律の定める範囲内で税の特例措置の内容を定めることができる「地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）」の改正に伴い、中小企業が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に設備投資した一定の償却資産に係る固定資産税について、新たに課されることとなった年度から3年度分の課税標準の特例割合を0とするもの。

（参考）

法律の定める特例割合の範囲内：0以上1/2以下

2 施行期日

生産性向上特別措置法の施行の日